

社会福祉法人直方市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所、指定第一号訪問事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人直方市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する指定訪問介護事業、指定第一号訪問事業（以下「訪問事業」という。）の各事業所（以下「事業所」という。）において、適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態、要支援状態にある者又は指定第一号訪問事業にあつては事業対象者に対し、適切な訪問事業を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の運営の方針は、以下のとおりとする。

- (1) 訪問事業は、利用者の要介護状態又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止、要介護状態となることの予防に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、自立の可能性を最大限引き出す支援を行うよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 事業者自らその提供する訪問事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (3) 訪問事業の提供に当たっては、訪問介護計画及び訪問型サービス計画（以下「訪問介護計画等」という。）に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
- (4) 訪問事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (5) 訪問事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (6) 訪問事業は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、その置かれている環境等の的確な把握をし、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービスの提供に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
- (7) 訪問事業の提供にあたっては、入浴、排泄、食事等の介護（身体介護）又は調理、洗濯、掃除等の家事（生活援助）を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏しないようにする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 直方市社協ホームヘルプサービス

(2) 所在地 直方市津田町7番35号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) サービス提供責任者 1名以上(最低1名は常勤)

サービス提供責任者は、事業所に対する訪問事業の利用申し込みに係わる調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画等の作成、利用者又はその家族に対し、サービス内容等について説明を行うとともに、自らも訪問事業の提供にあたる。

(3) 訪問介護員等 介護福祉士及び介護職員初任者研修修了者常勤換算2.5名以上
訪問介護員等は、訪問事業の提供にあたる。

(4) 事務職員 1名以上

事務職員は、訪問事業の必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から翌年1月3日までと祝祭日を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

(3) サービス提供日 月曜日から日曜日までとする。

(4) サービス提供時間 午前7時から午後9時までとする。

(5) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問事業の内容及び利用料等)

第6条 訪問事業の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定第一号訪問事業を提供した場合の利用料の額は、直方市が定める基準によるものとし、当該訪問事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。ただし、介護保険法第49条の2第1項に規定する要介護被保険者及び第59条の2に規定する居宅要支援被保険者は、その2割の額とする。また、介護保険法第49条の2第2項に規定する要介護被保険者は、その3割の額とする。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

2 第8条の通常の事業実施地域以外の居宅を訪問する場合には、それに要する交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、次の額を徴収する。

(1) 通常の事業実施地域を越えた地点から片道10キロ未満200円

(2) 通常の事業実施地域を越えた地点から片道10キロ以上20キロ未満400円

(3) 通常の事業実施地域を越えた地点から片道20キロ以上の場合は5キロ毎に100円加算

(4) その他の費用の徴収が必要になった場合については、その都度利用者等と協議し、同意を得たものに限り徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書(記名押印)を受けるとする。

4 事業所は、利用者に訪問事業を提供した際には、以下の事項を記したサービス提供記録を作成しなければならない。

(1) 訪問事業の提供日、提供時間

(2) 訪問事業の具体的な内容

(3) 利用料金、保険給付の額

(4) 利用者の心身の状況

(5) その他必要な事項

5 事業所が利用者から第1項及び第2項の費用の支払を受けたときは、サービスの内容・金額を記載した領収書(法定代理受領サービスに該当しない場合、サービス提供証明書)を利用者に交付することとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 事業所及び訪問介護員等は、訪問介護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、又は事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者に連絡しなければならない。

2 事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとする。

(通常の事業の実施範囲)

第8条 通常の事業の実施地域は、直方市・宮若市・鞍手町・小竹町とする。

(衛生管理対策)

第9条 事業所は、感染症が発生又はまん延しないように次の措置を講じるとともに、職員については、適宜に健康診断等を実施する。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(居宅介護支援事業者との連携)

第10条 事業所は、事業の実施に際し、居宅介護支援事業者（必要と判断される場合は、主治医、保健医療・福祉サービス提供者を含む）と連携し、必要な情報を提供することとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第11条 事業所は、利用者が正当な理由なしに訪問事業の利用に関する指示に従わないことにより利用者の要介護状態等の程度を悪化させたとき又は悪化させる恐れがあるとき、利用者に不正な受給があるとき等には、意見を付して当該市町村に通知することとする。

(利益供与の禁止)

第12条 事業所及びその訪問介護員等は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者にサービス利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(秘密保持)

第13条 事業所及びその訪問介護員等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、訪問介護員等でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を訪問介護員等との雇用契約の内容とする。

3 サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

(苦情処理)

第14条 利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。また、苦情の記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぐ。詳細は別紙「利用者の苦情を処理するために講ずる処置の概要」による。

(虐待の防止)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所の訪問介護員等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

第17条 訪問介護員等の資質向上を図るため、研修等の機会を次のとおり設けるとともに業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 継続研修 年2回

- 2 この規程の概要等、利用（申込）者のサービス選択に関係する事項については、事業所内の見やすい場所に掲示する。
- 3 第2条第1項第3号の訪問介護計画等、第6条第4項のサービス提供記録については、それらを当該利用者に交付する。
- 4 第2条第1項第3号の訪問介護計画等、第6条第4項サービス提供記録については、サービスの提供に係る保険給付支払の日から5年間、第7条第2項に規定する事故発生時の記録、第11条に規定する市町村への通知、並びに前条の苦情処理に関する記録については、その記録が完結してから2年間保存する。
- 5 都道府県及び市町村、並びに国民健康保険団体連合会（以下、「都道府県等」という。）からの物件提出の求めや質問・照会等に対応し、その調査に協力するとともに、都道府県等からの指導・助言に従って必要な改善を行う。また、都道府県等から求められた場合には、その改善の内容を都道府県等に報告する。
- 6 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律に基づき国が示した指針「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に即し、本会規程に基づき行うものとする。

（委任）

第18条 この規程に定める事項の他、事業の運営に関する重要事項は直方市社会福祉協議会会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成11年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年12月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年3月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年10月1日から施行する。

(社会福祉法人直方市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所、指定介護予防訪問介護事業所運営規程の一部改正)

- 2 社会福祉法人直方市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所、指定介護予防訪問介護事業所運営規程の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「(非常勤職員3名) 2級課程修了者7名(常勤臨時職員1名 非常勤職員6名)」を「(常勤臨時職員1名 非常勤職員2名) 2級課程修了者3名(非常勤職員3名)」に改める。

附 則

この規程は、平成23年12月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年5月24日から施行する。

(社会福祉法人直方市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所、指定介護予防訪問介護事業所運営規程の一部改正)

- 2 社会福祉法人直方市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所、指定介護予防訪問介護事業所運営規程の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「介護福祉士3名」を「介護福祉士2名」に改め、同項第3号中「介護福祉士3名(常勤臨時職員1名 非常勤職員2名) 2級課程修了者3名(非常勤職員3名)」を「介護福祉士2名(非常勤職員2名) 2級課程修了者5名(非常勤職員5名)」に改める。

附 則

この規程は、平成25年5月30日から施行し、第1条の規定による改正後の社会福祉法人直方市社会福祉協議会 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス、地域生活支援事業（移動支援）事業所運営規程第6条の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年5月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年1月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年9月6日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年3月6日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年8月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年8月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年3月29日から施行する。